

保護者 様

お子さまの病気「インフルエンザ」は、学校保健安全法により病気の悪化を防ぐため、また他の児童生徒に感染させないために出席停止を指示いたします。

「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」です。その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書（保護者記入）

開成中学校長 様

年 組 氏名

上記の者のインフルエンザ疾患は、治癒しており他に感染のおそれがないことを報告いたします。

↓発症日とは、（咳・鼻水・発熱など、かぜ様の症状が出た日）のことです。

発症日0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目登校可
月 日	/	/	/	/	/	<u>ただし、</u> <u>解熱した後2日経過して</u> <u>いなければ登校不可</u>
この期間は出席停止期間になります。						
解熱日（熱が下がった日）						令和 年 月 日
医療機関の受診日						令和 年 月 日
受診した医療機関名						

（例：月曜日に発症した場合で、解熱したのが火曜日であっても、発症から5日を経過しなくては登校できませんので、この場合は土曜日が満了日になります。翌月曜日に登校してください。）

令和 年 月 日

保護者氏名